

2008年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の連続改悪など構造改革により格差と貧困がいつそう拡大し、国民のいのちと暮らしが脅かされ、介護殺人など悲惨な状況が後を絶ちません。

医療や介護の連続した負担増とあわせ、2008年4月から始まった「高齢者は早く死ね」と言わんばかりの後期高齢者医療制度に対し「廃止せよ」の怒りの声が広がっています。

さらに、施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険も来年3回目の見直しを実施されますが、政府は介護保険料の引き上げやサービスの制限を一層すすめるようとしています。そのうえ社会保障の財源を消費税増税で賄おうとしています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、国の悪政から住民のいのちと健康、くらしを守る砦としての役割をはたしていくために以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】

【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①介護保険料について **【高齢介護課】**

ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。

(回答) 保険料は、3年ごとに介護保険事業計画において定めることとなっており、その算定は、介護給付費等の一定の負担割合を支払うものであります。したがって、介護給付が増えれば当然保険料は増額します。介護給付費が増えないよう要介護にならない介護予防事業を進めてまいります。

イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

(回答) 現行保険料では、第1、第2、第3段階で負担割合の軽減を図っています。

②利用料について **【高齢介護課】**

ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

(回答) 国の負担軽減策や社会福祉法人等の軽減負担を通じて軽減を図ってまいります。

③要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限

なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。【高齢介護課】

(回答) 国が定めたサービス制度により実施しています。

- ④特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。【高齢介護課】

(回答) 市民の介護サービスの充実を図るため、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護等を行う事業所の募集を行い 2007 年度小規模多機能型居宅介護一箇所が開設いたしました。また、2008 年度に認知症対応型共同生活介護一箇所が開設する予定です。また、在宅サービスも種類・量とも充実してきていると考えています。

- ⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。【高齢介護課】

(回答) 現在、国において介護労働者を確保するための賃金、書類等の簡素化などについての見直しを行っており、書類の簡素化についてはすでに一部を実施しております。また、市内居宅介護支援事業所のケアマネジャーが主で協議会を設け、ケアマネなどの勉強会、意見交換会など行い、本市としてできる範囲のことは協力してまいります。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

- ①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。【高齢介護課】

(回答) 配食サービスについては、平成 20 年 10 月より、自己負担金の見直しを図り、負担額を軽減しました。また、週 5 回から週 6 回の拡大により、利用しやすい環境にしました。今後も利用者の要望を聞きながら、事業を進めていきたいと考えております。

- ②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。【高齢介護課】

ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

(回答) 現在、巡回バスを実施しております。

イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

(回答) 高齢者ふれあいサロンは、平成 19 年度から開設し、平成 20 年 10 月 1 日現在、各地域 4 箇所で実施しています。今後も地域支援事業を充実して介護予防に努めていきます。

(3) 障がい者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。【高齢介護課】

(回答) 現在も要介護1以上の方を対象としています。

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。【高齢介護課】

(回答) 非課税の方につきましては、障害者控除は必要ないため、現状は申請された方に発行しています。

2. 高齢者医療の充実について

- ①福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。【保険年金課】

(回答) 市民税の非課税世帯に属するひとり暮らし老人は、従来どおり対象です。なお、70歳からの高齢者の方を対象にすることは困難であります。

- ②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。【保険年金課】

(回答) 被保険者の方の生活状況を十分に考慮し、きめ細やかな対応に努めます。

- ③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。【保険年金課】

(回答) 県の助成基準に沿って対応します。

- ④人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。【保険年金課】

(回答) 国保加入者にも実施しておりません。今後も実施の見込みはありません。

3. 子育て支援について

- ①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。【保険年金課】

(回答) 中学校卒業までの助成は困難です。県の助成基準に沿って対応します。

- ②妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。【健康推進課】

(回答) 妊産婦の無料健診の回数につきましては、昨年度国の指針に基づき2回から5回に変更させていただきました。今後につきましても国の指針、また、県、各市の状況等を把握し、検討してまいりたいと考えております。

4. 国保の改善について

- ①保険料(税)について【保険年金課】

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、

減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

ウ. 前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

(回答) 保険税の減免等については、所得激減となられた方を対象に所得の上限を300万円から500万円に、減額率は2分の1から3分の1に減免要件を緩和し、減免がうけられやすい様に拡大しております。現在の減免要件の緩和拡大は予定しておりません。

②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子どもがいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

【保険年金課】

イ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。【保険年金課】

(回答) 資格証明書の発行は、国や県の指導を受けて、要綱の規定に基づいて実施しており、短期保険証についても発行に際しては本人との面談を前提としており、十分に実施を把握して対応しております。今後も安易に発行することのないよう、慎重な運用に努めてきます。

また、保険料(税)が未納となっている加入者には、電話での対話や面談を行い、その生活実態を慎重に調査し、徴収や差し押さえを行っています。

③65～74歳の保険料(税)の年金天引きは、行わないでください。【保険年金課】

(回答) 保険税の年金天引きは本人の申し出により一部条件はありますが、口座振替でのお支払も可能です。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。【保険年金課】

(回答) 平成20年4月からの減免制度は、生活保護基準額の1.3倍以内の方を対象としております。1.3倍以上の所得のある方への拡大は、現在予定いたしておりません。

5. 障がい者施策の充実について

①通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。【福祉課】

(回答) 平成20年7月より新たに世帯の範囲、資産要件等が緩和されており、制度上決められた要件により軽減措置を行っております。

②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。【福祉課】

(回答) 財政的な問題を考慮し、各事業定率負担となっております。

- ③第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。【福祉課】

(回答) 障害者・家族へのアンケート調査、事業所へのヒアリング等を活用し、計画作りを進めております。

6. 健診事業について

- ①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。【健康推進課】

(回答) 現在、当市におきましては、40歳以上の方を対象に特定健康診査、各種がん検診、(子宮がん検診においては、20歳以上)及び歯周疾患検診を実施しており、受益者負担の観点から応分の負担の範囲内で、一部負担金の徴収をさせていただいております。今後とも、この考え方にに基づき進めるとともに、受診者に対しご理解をいただくよう努めてまいります。

また、当市における健(検)診の実施期間につきましては、集団方式では胃がん検診を前期で7回・後期で5回、また、大腸がん検診を前期7回、乳がん(マンモグラフィ)検診を、前期に午前・午後と実施し、5日間行っています。個別方式については、6月から10月までの期間で特定健康診査始め、肝炎ウイルス検診、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん(視触診のみ)、前立腺がん検診を実施しております。さらに、乳がんについては、市民病院においてもマンモグラフィ検診を実施しております。また、歯周疾患検診につきましては、6月、7月の2ヶ月間個別歯科医療機関にて実施をしております。

実施期間を通年で行うことにつきましては、委託機関である医師会及び歯科医師会との協議と、また市の受入れ体制等についての調整が必要であり、現在のところ通年での実施は困難と考えております。

- ②歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。【健康推進課】

(回答) 当市における歯周疾患検診につきましては、対象者を平成15年度より節目年齢者から、40歳以上70歳までの方で、過去2年間この検診を受診してみえない方へと拡大し実施しております。歯周疾患検診におきましても、受診状況などを確認精査し実施内容等を考えてまいりたいと考えております。

7. 地方税の徴収について

- ①地方税の年金天引きを行わないでください。【税務課】

(回答) 個人住民税の年金天引きは、地方税法の一部を改正する法律が平成20年4月30日付けで公布され、津島市においても6月議会において、津島市市税条例の一部を改正する条例が可決されております。個人住民税の年金天引きについては、納税者の便宜を図るとともに、徴収の効率化を図る観点から地方税法の改正がなされたばかりであ

り、当面その推移を見守っていきたいと考えております。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。【保険年金課】

(回答) 今後の動向を見守りたいと考えます。

- ②後期高齢者医療制度は廃止してください。【保険年金課】

(回答) 今後の動向を見守りたいと考えます。

- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。【高齢介護課】

(回答) 市長会等を通じて、要望してまいりたいと考えております。

- ④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。【健康推進課】【保険年金課】

(回答) 市長会等を通じて引続き、要望してまいりたいと考えております。

- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。【財政課】

(回答) 消費税の問題につきましては、政府税制調査会におきまして、税制の抜本的改革に向けた審議のなかで検討されますので、今後の動向を見守っていきたいと考えております。

- ⑥社会保障費自然増分2200億円の削減をやめてください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。【市民病院】

(回答) 市長会等を通じて要望してまいりたいと考えています。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。【保険年金課】

(回答) 市長会等を通じて要望してまいりたいと考えます。

- ②福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象に、ひとり暮らし非課税者を復活してください。【保険年金課】

(回答) 市長会等を通じて要望してまいりたいと考えます。

③後期高齢者医療制度へ県として一般財源を投入してください。【保険年金課】

(回答) 市長会等を通じて要望してまいりたいと考えます。

④子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。【保険年金課】

(回答) 市長会等を通じて要望してまいりたいと考えます。

⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。【保険年金課】

(回答) 今後の動向を見守り、市長会等を通じて要望してまいりたいと考えています。

⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。【保険年金課】

(回答) 市長会等を通じて要望してまいりたいと考えます。

⑦2007年4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。【福祉課】

(回答) 市長会等を通じて要望してまいりたいと考えております。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県の一般財源を繰り入れて、保険料を引き下げてください。【保険年金課】

(回答) 今後の動向を見守りたいと考えます。

②低所得者に対する独自の保険料減免制度を設けてください。【保険年金課】

(回答) 今後の動向を見守りたいと考えます。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。【保険年金課】

(回答) 今後の動向を見守りたいと考えます。

④受診中の75歳以上高齢者についても健診を保障し、希望者全員が受けられるようにしてください。【保険年金課】

(回答) 今後の動向を見守りたいと考えます。

⑤後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。【保険年金課】

(回答) 今後の動向を見守りたいと考えます。